

甲南大学学則

〔昭和26年3月15日
認可〕

改正 令和4年2月25日

第1章 総則

第1条 本大学は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に則り、学術の府として広くかつ深く学芸を教授研究するとともに、学生一人ひとりの天賦の特性を啓発し人物教育率先の甲南学園建学の理念を実現することを目的とする。

第2章 組織

第2条 本大学は、学部及び大学院よりなる。

第3条 本大学に次の学部・学科を置く。

学部	学科
文学部	日本語日本文学科
	英語英米文学科
	社会学科
	人間科学科
	歴史文化学科
理工学部	物理学科
	生物学科
	機能分子化学科
経済学部	経済学科
法学部	法学科
経営学部	経営学科
知能情報学部	知能情報学科
マネジメント創造学部	マネジメント創造学科
フロンティアサイエンス学部	生命化学科

第3条の2 各学部・学科における人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標は次のとおりとする。

学部 学科	人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標	
文学部	幅広く深い教養を基盤に、人文科学の専門分野における調査、研究技量を磨く経験を通して、問題を見出し、考え、成果を言葉で表現する力を形成する。それによって、仕事を含む人生の様々な活動に発生する問題を主体的に解決できる人材を社会に送り出す。	
	日本語日本文学科	古典・近現代文学・日本語学・日本語教育学等のバランスの取れた教育・研究を通して、社会での活動の基盤である日本語の理解力・表現力を鍛えることを目標とする。
	英語英米文学科	実践的語学教育と並行して英語学及び英米の文化・文学の教育を行い、英語圏文化の深い理解に裏打ちされた英語運用能力を持つ人材を育成し、国際化する社会の要請に応える。
	社会学科	情報化、国際化の進展によって急速に変化し、多様性や不確実性が高まっている社会の中で必要とされる「自ら調査・分析・表現・発信する実証的・実践的な態度と能力」を涵養する。
	人間科学科	心理学、哲学、芸術学の知を関連づけながら、理論と実践の両面から「人

		間とは何か」を探究することにより、社会の諸問題を多角的に捉え、柔軟に問題解決できる人材育成を目指す。
	歴史文化学科	人類がこれまで蓄積してきた有形・無形の文化遺産及び歴史の中における生活の場としての環境と人類との交流について歴史学、地理学・民俗学の分野から探求し、これら各分野を横断する総合的立場から教育を行う。
理工学部	自然科学の強固な学問的土台を身につけて、純粹理学と応用科学を融合させることのできる能力を養い、時代の変化や科学・技術の新たな展開に対応して創造性を発揮できる人材の育成を目指す。	
	物理学科	時代の変化や科学・技術の新たな展開に対応して、問題の解決に果敢に挑み、創造性を発揮し、国際社会に貢献できる人材の養成を目的とし、物理学の基本的な知識及び論理的思考法・手法を講義と実験・実習科目による相補的な積み上げ方式によって修得させ、卒業研究を通して総合的な問題解決能力を養う。
	生物学科	今日の社会が直面する生命や環境等に関わる諸問題を正しく理解し、それらの解決に貢献できる国際的視野を持った人材の養成を目的とし、そのために必要な現代生物学の専門知識と技術及びそれらを充分に活用するための思考力を修得させる。
	機能分子化学科	科学技術に携わる者に求められる責任感と倫理観を有し、化学の専門知識並びに自然科学に対する柔軟な思考力を身につけた人材の養成を目的とし、化学の基礎的な知識・豊富な経験に基づく課題設定能力・解決能力を得て、現代社会の要請に応えることのできる能力を獲得させる。
経済学部	経済学科	経済学の学習を通じて、変化の激しい経済社会で充実した活動ができる知性と創造力を備えた人材を養成する。これらの人材養成上、学生が修得すべき能力として、経済・社会問題を的確に捉える能力、筋道を立てて問題を考える能力、自らの力で解決策を示す能力を求める。
法学部	法学科	法曹・行政・経済をはじめ社会の様々な分野で指導的な役割を担うことができる人材を養成するため、学生の個性尊重を旨として、法及び政治に関する専門知識の修得と思考力の涵養を通じて、個々の学生の論理的な思考力と柔軟な応用力を培うことを教育目標とする。
経営学部	経営学科	ヒト・モノ・カネ・情報等からなる組織（企業）の存続・発展のあり方について、自律的な洞察力を有し、社会に資するビジネスパーソンの養成を目的とする。このために学生が修得すべき能力として、次の各能力を求める。 (1) 幅広い教養に裏付けられた経営学の知識・理解力 (2) 各種スキルと論理的思考力に支えられた経営問題の発見・説明・解決力 (3) ビジネスパーソンに必要な社会的協調力と自発的遂行力及び倫理的責任力 (4) トータルな人間性と豊かな個性に基づいた社会的貢献力
知能情報学部	知能情報学科	人間力をベースに、感性・知性で高度国際情報社会におけるリーダーシップがとれる人材の育成を目指す。そのため、数学的基礎学力、知能情報学における専門知識、効果的な発表能力並びにコミュニケーション能力の修得を目標とする。
マネジメント創造学部	マネジメント創造学科	自ら学ぶ力を涵養し、営利、非営利、パブリックなどいずれの分野にあっても、社会的責任を創造的に果たしていくマネジメント能力を開発し、世界に貢献しうる人物育成を目指す。
フロンティアサ	生命化学科	教育・研究対象の中心に「生命化学」を据え、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー及びそれらの融合領域であるナノバイ

イエンス 学部		才に関する知識と技能を修得させることにより、社会の発展、 福祉の増進のためとくに生命化学分野におけるフロンティア開 発に資する人材を養成する。
------------	--	---

第4条 学部学生の収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
文学部	日本語日本文学科	70	280
	英語英米文学科	90	360
	社会学科	90	360
	人間科学科	95	380
	歴史文化学科	60	240
	計	405	1,620
理工学部	物理学科	50	200
	生物学科	45	180
	機能分子化学科	60	240
	計	155	620
経済学部	経済学科	345	1,380
	計	345	1,380
法学部	法学科	345	1,380
	計	345	1,380
経営学部	経営学科	345	1,380
	計	345	1,380
知能情報学部	知能情報学科	120	480
	計	120	480
マネジメント創造学部	マネジメント創造学科	180	720
	計	180	720
フロンティアサイエンス学部	生命化学科	45	180
	計	45	180
合 計		1,940	7,760

第5条 大学院に関する規程は、別に定める。

第3章 授業科目及び履修方法

第6条 本大学の授業科目を、基礎共通科目、国際言語文化科目、外国語科目、保健体育科目、キャリア創生共通科目、単位互換科目、西宮市大学共通単位講座、日本語特設科目、国際交流科目、リカレント教育科目及び専門教育科目に分ける。

- 2 文学部、理工学部、経済学部、法学部、経営学部及び知能情報学部における基礎共通科目、国際言語文化科目、外国語科目、保健体育科目及びキャリア創生共通科目の授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。ただし、基礎共通科目と国際言語文化科目は、そのいずれかを履修するものとする。
- 3 フロンティアサイエンス学部における基礎共通科目、国際言語文化科目、外国語科目、保健体育科目及びキャリア創生共通科目の授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。
- 4 単位互換科目及び西宮市大学共通単位講座の授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。
- 5 日本語特設科目及び国際交流科目の授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。
- 6 リカレント教育科目の授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。
- 7 文学部、理工学部、経済学部、法学部、経営学部及び知能情報学部における専門教育科目の授業科目、単位数、必修・選択必修等の区別は、別表第2の(1)のとおりとする。
- 8 マネジメント創造学部の授業科目及び単位数は、別表第2の(3)のとおりとする。
- 9 フロンティアサイエンス学部における専門教育科目の授業科目、単位数、必修・選択必修等の区別は、別表第2の(4)のとおりとする。
- 10 卒業に必要な単位数は、別表第2の(1)、別表第2の(3)及び別表第2の(4)のとおりとする。

第7条 本大学の修業年限は、4年とする。

第8条 中学校及び高等学校の教育職員免許状を得るために必要な教科及び教職に関する科目（教科に関する専門的事項の科目を除く。）の授業科目及び単位数は、別表第3のとおりとする。

第9条 教育職員免許状を得るための資格を得ようとする者は、別に定める教育職員養成課程に関する規程に従い、必要な単位を修得しなければならない。

2 本大学において、取得できる免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

学 部	学 科	免 訸 教 科	免 訸 状 の 種 類
文学部	日本語日本文学科	国語	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状
	英語英米文学科	英語	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状
	社会学科	社会	中学校教諭一種免許状
		公民	高等学校教諭一種免許状
	人間科学科	社会	中学校教諭一種免許状
		地理歴史	高等学校教諭一種免許状
		公民	
	歴史文化学科	社会	中学校教諭一種免許状
		地理歴史	高等学校教諭一種免許状
理工学部	物理学科 生物学科 機能分子化学科	理科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状
経済学部	経済学科	社会	中学校教諭一種免許状
		地理歴史	高等学校教諭一種免許状
		公民	
法学部	法学科	社会	中学校教諭一種免許状
		地理歴史	高等学校教諭一種免許状
		公民	
経営学部	経営学科	社会	中学校教諭一種免許状
		公民	高等学校教諭一種免許状
		商業	
知能情報学部	知能情報学科	数学	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状
		情報	高等学校教諭一種免許状

第10条 図書館司書又は学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、別表第4の(1)に定めるところに従い、必要な専門教育科目の単位を修得しなければならない。

第10条の2 博物館学芸員の資格を得ようとする者は、別表第4の(2)に定めるところに従い、必要な専門教育科目の単位を修得しなければならない。

第10条の3 公認心理師の受験資格を得るために大学において必要な科目を修めようとする者は、別表第4の(3)に定めるところに従い、必要な専門教育科目の単位を修得しなければならない。

第11条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもつて1単位とする。

- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもつて1単位とする。
- (3) 一つの授業科目のなかで、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の授業科目については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して定める時間の授業をもつて1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業実験等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第11条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 本大学は、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 本大学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 本大学は、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第11条の3 学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

第4章 試験及び学士の学位

第12条 学生は、学期の初めに履修を希望する授業科目を届け出て承認を得なければならない。

第12条の2 教育上有益と認めるときは、他の大学（外国の大学を含む。）との協議に基づき、学生に当該大学の授業科目を履修させことがある。

- 2 前項により修得した単位は、60単位を限度として、本大学において修得した単位とみなすことができる。
- 3 第1項の規定に基づく外国留学（以下「留学」という。）に関しては、この学則に定めるものほか別に定める。

第13条 単位の認定は、試験その他適当な方法による。ただし、実験、実習、演習、体育の実技等は、平常の成績によることができる。

- 2 授業科目の成績の評価は、秀（AA）・優（A）・良（B）・可（C）・不可（D）の5種とし、その評点は、100点を満点として次のとおり定める。

秀 (AA)	90点以上	} 合格
優 (A)	80点以上90点未満	
良 (B)	70点以上80点未満	
可 (C)	60点以上70点未満	
不可 (D)	60点未満	

第14条 試験は、原則として学期末又は学年末に行う。

第15条 削除

第16条 4年以上在学して第6条に掲げられた所定の授業科目及び履修方法により卒業に必要な単位数を修得した者には、学部教授会及び合同教授会の審議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与する。

- 2 本大学に3年以上在学した学生が、別に定める規程に従い卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認められる場合には、第7条に規定する修業年限の特例扱いとして学部教授会及び合同教授会の審議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与することができる。

第 16 条の 2 前条第 1 項の定めにかかわらず、卒業に必要な要件を満たした者が目標とする進路、資格等を獲得するために卒業を保留し、引き続き在学を希望した場合、学部教授会及び合同教授会の審議を経て、学長は卒業の延期を許可することができる。

2 卒業の延期に関する事項については、別に定める。

第 17 条 本大学を卒業した者には、学部及び学科に応じて、次のとおり学士の学位を授与する。

文学部	日本語日本文学科 英語英米文学科 社会学科 人間科学科 歴史文化学科	学士(文学) 学士(文学) 学士(社会学) 学士(文学) 学士(文学)
理工学部	物理学科 生物学科 機能分子化学科	学士(理学)又は学士(理工学) 学士(理学) 学士(理工学)
経済学部	経済学科	学士(経済学)
法学部	法学科	学士(法学)
経営学部	経営学科	学士(経営学)
知能情報学部	知能情報学科	学士(工学)、学士(理学) 又は学士(情報学)
マネジメント創造学部	マネジメント創造学科	学士(マネジメント)
フロンティアサイエンス学部	生命化学科	学士(理工学)

第 5 章 学年、学期及び休業日

第 18 条 学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 19 条 学年は、前期・後期の 2 学期に分ける。

前 期	4 月 1 日～9 月 16 日
後 期	9 月 17 日～3 月 31 日

第 20 条 休業日を次のとおり定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 本学園創立記念日（4 月 21 日）
- (4) 夏期休業日、冬期休業日は学年暦によるものとする。

2 学長は、学年暦編成上必要ある場合は、前項の休業日を授業日に変更することができる。

3 学長は、必要に応じ臨時に授業を休止又は変更することができる。

第 6 章 入学、転学部、留学、休学、除籍及び退学

第 21 条 入学の時期は、学年初めとする。

第 22 条 本大学の第 1 年次に入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校の卒業者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者

- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者

第23条 入学は、選考によって学長が決定する。

第24条 選考によって入学を決定された者は、所定の期日までに入学に必要な手続をしなければならない。

第25条 本大学への編入学を願い出る者があるときは、選考の上、学長は、これを許可することができる。

2 編入学についての細則は、別に定める。

第26条 本大学を卒業し、さらに本大学の他の学部及び学科に学士入学を願い出る者があるときは、選考の上、学長は、これを許可することができる。

2 学士入学についての細則は、別に定める。

第27条 他の学部へ転学部を願い出る者があるときは、選考の上、学長は、これを許可することができる。

2 転学部についての細則は、別に定める。

第27条の2 第12条の2の規定に基づく留学を希望する者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。

2 前項により留学をした期間は、第16条及び第29条に規定する在学期間に算入する。

第28条 疾病その他やむを得ない理由により休学を願い出る者があるときは、学長は、これを許可することができる。

2 疾病のため修学に適さないと認められる者については、学長が休学を命ずることがある。

3 海外渡航の期間が6箇月以上にわたるときは、休学しなければならない。

4 休学の期間は、継続して2年を、通算して4年を超えることができない。

5 休学期間中に復学を願い出る者があるときは、学長は、これを許可することができる。

6 休学の期間は、第16条及び次条に規定する在学期間に算入しない。

第29条 本大学に在学する期間は、8年を超えることができない。

2 在学期間が8年を超える場合は、除籍する。

第30条 学費を納付しない者は、除籍する。ただし、1年以内に復籍を願い出たとき、又は1年経過後再入学を願い出たときは、審議の上、学長は、これを許可することができる。

第30条の2 死亡又は行方不明となつた者は、除籍する。

第31条 疾病その他やむを得ない理由によって退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

第32条 前条により退学した者が再入学を願い出たときは、選考の上、学長は、これを許可することができる。

第33条 他の大学へ入学又は転学を願い出ようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

第7章 科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講生及び高大連携聴講生

第34条 特定の授業科目について履修を願い出る者があるときは、選考の上、学長は、科目等履修生として

許可することができる。

2 科目等履修生規程については、別に定める。

第34条の2 本大学専任教員の指導を受け、特定の事項について研究をしようと
する者があるときは、選考の上、学長は、研究生として許可することができる。

2 研究生規程については、別に定める。

第34条の3 特定の授業科目について聴講を願い出る者があるときは、選考の上、学長は、聴講生と
して許可することができる。

2 聴講生規程については別に定める。

第34条の4 他の大学との協議に基づき、本大学の授業科目を履修させる場合には、選考の上、学長
は、特別聴講生として許可することができる。

第34条の5 甲南高等学校との協議及び教育委員会又は高等学校との協定に基づき、当該高校生が本
大学が指定する授業科目の聴講を願い出る場合は、選考の上、学長は、高大連携聴講生として許可す
ることができる。

2 高大連携聴講生については、別に定める。

第7章の2 特別の課程

第34条の6 学校教育法に規定する本大学の学生以外の者を対象とした特別の課程として、履修証明プ
ログラムを編成することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第7章の3 外国人留学生

第34条の7 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める留学という在留資格の取
得を必要とする者が、本大学に入学しようとする場合は、選考の上、学長は、外国人留学生として、
これを許可することができる。

2 外国人留学生の受入れについては、別に定める。

第8章 賞罰

第35条 学業、人物、文化芸術、運動等の分野において優秀な者は表彰する。

第36条 学生に本大学の規則に違反し、又は学生の本分にもとる行為があると認めたときは、合
同教授会の審議を経て、学長が懲戒を決定する。

2 学生の懲戒に関する規程は、別に定める。

第37条 懲戒処分は、訓告、停学及び退学とする。退学は、次の各号のいずれかに該当する者につ
いて行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 入学受験料、科目等履修生検定料、研究生申請料、聴講生検定料、履修証明プログラム 検定料、入学金、授業料、施設設備費、設備充実費、教育充実費、研究資料費、実験費、 実習費、復籍料、在籍料、学修在籍料、科目等履修料、研究生登録料、聴講料及び履修 証明プログラム履修料

第38条 本大学に入学を願い出る者は、別表第5に定める入学受験料を納付しなければならない。

2 本大学に科目等履修生を願い出る者は、別表第5に定める科目等履修生検定料を納付しなけれ
ばならない。

- 3 研究生を願い出る者は、別表第5に定める研究生申請料を納付しなければならない。
- 4 聴講生を願い出る者は、別表第5に定める聴講生検定料を納付しなければならない。
- 5 履修証明プログラムの履修を願い出る者は、別表第5に定める履修証明プログラム検定料を納付しなければならない。

第39条 本大学に入学を許可された者は、別表第6に定める入学金を納付しなければならない。

第40条 学生は、別表第7の(1)に定める授業料及び施設設備費を納付しなければならない。実験又は実習を要する授業科目を履修する者は、別表第7の(2)に定める実験費又は別表第7の(3)に定める実習費を納付しなければならない。

- 2 理工学部及び知能情報学部学生は、別表第7の(1)に定める設備充実費を納付しなければならない。
- 3 マネジメント創造学部学生は、別表第7の(1)に定める教育充実費を納付しなければならない。
- 4 フロンティアサイエンス学部学生は、別表第7の(1)に定める設備充実費及び教育充実費を納付しなければならない。
- 5 文学部人間科学科1年次学生は、別表第7の(1)に定める研究資料費を納付しなければならない。
- 6 休学中の者は、別表第7の(4)に定める在籍料を納付しなければならない。
- 7 第30条により復籍を許可された者は、復籍料を納付しなければならない。

8 第16条の2により卒業の延期を許可された者は、別表第7の(6)に定める学修在籍料を納付しなければならない。

第41条 科目等履修生は、別表第7の(5)に定める科目等履修料を納付しなければならない。

第41条の2 研究生は、別表第7の(5)に定める研究生登録料を納付しなければならない。

第41条の3 聴講生は、別表第7の(5)に定める聴講料を納付しなければならない。

第41条の4 履修証明プログラム生は、別表第7の(7)に定める履修料を納付しなければならない。

第42条 入学金、授業料、施設設備費、設備充実費、教育充実費、研究資料費、実験費、実習費、復籍料、在籍料、学修在籍料、科目等履修料、研究生登録料、聴講料、履修証明プログラム履修料等の学費及び入学受験料、科目等履修生検定料、研究生申請料、聴講生検定料、履修証明プログラム検定料の徴収については、別に定める。

第43条 既納の学費、入学受験料、科目等履修生検定料、研究生申請料、聴講生検定料及び履修証明プログラム検定料は、返還しない。

- 2 入学許可を得た者で、指定の期日までに入学手続きの取消しを願い出たものについては、前項にかかわらず、入学金又はこれに相当する金額を除く学費を返還することがある。

第10章 図書館

第44条 本大学に図書館を置く。

- 2 図書館に関する規程は、別に定める。

第44条の2 削除

- 2 削除

第11章 研究所

第45条 本大学に総合研究所を置く。

- 2 総合研究所に関する規程は、別に定める。

第45条の2 削除

第45条の3 削除

第45条の4 本大学に人間科学研究所を置く。

2 人間科学研究所に関する規程は、別に定める。

第45条の5 本大学に先端生命工学研究所を置く。

2 先端生命工学研究所に関する規程は、別に定める。

第45条の6 本大学にフロンティア研究推進機構を置く。

2 フロンティア研究推進機構に関する規程は、別に定める。

第45条の7 削除

第45条の8 本大学にビジネス・イノベーション研究所を置く。

2 ビジネス・イノベーション研究所に関する規程は、別に定める。

第45条の9 削除

第45条の10 削除

第12章 全学教育推進機構

第46条 本大学に全学教育推進機構を置く。

2 全学教育推進機構に関する規程は、別に定める。

第46条の2 全学教育推進機構の下に、全学共通教育センターを置く。

2 全学共通教育センターに関する規程は、別に定める。

第46条の3 全学教育推進機構の下に、スポーツ・健康科学教育研究センターを置く。

2 スポーツ・健康科学教育研究センターに関する規程は、別に定める。

第46条の4 全学教育推進機構の下に、教育学習支援センターを置く。

2 教育学習支援センターに関する規程は、別に定める。

第46条の5 全学教育推進機構の下に、国際言語文化センターを置く。

2 国際言語文化センターに関する規程は、別に定める。

第13章 削除

第47条 削除

2 (削る)

第13章の2 削除

第47条の2 削除

第14章 削除

第48条 削除

第14章の2 カウンセリングセンター

第48条の2 本大学にカウンセリングセンターを置く。

2 カウンセリングセンターに、学生相談室及び心理臨床カウンセリングルームを置く。

3 カウンセリングセンターに関する規程は、別に定める。

4 学生相談室及び心理臨床カウンセリングルームに関する規程は、別に定める。

第14章の3 国際交流センター

第 48 条の 3 本大学に国際交流センターを置く。

2 国際交流センターに関する規程は、別に定める。

第 14 章の 4 教職教育センター

第 48 条の 4 本大学に教職教育センターを置く。

2 教職教育センターに関する規程は、別に定める。

第 14 章の 5 社会連携機構

第 48 条の 5 本大学に社会連携機構を置く。

2 社会連携機構に関する規程は、別に定める。

第 48 条の 6 社会連携機構の下に、地域連携センターを置く。

2 地域連携センターに関する規程は、別に定める。

第 48 条の 7 社会連携機構の下に、リカレント教育センターを置く。

2 リカレント教育センターに関する規程は、別に定める。

第 14 章の 6 公認心理師養成センター

第 48 条の 8 本学に公認心理師養成センターを置く。

2 公認心理師養成センターに関する規程は、別に定める。

第 15 章 教職員組織

第 49 条 本大学に学長、教授、准教授、講師、助教及びその他の職員を置く。

2 職制に関する規程は、別に定める。

第 16 章 教授会

第 50 条 本大学に合同教授会、学部教授会及び全学共通教育センター教員会議（以下、「教授会等」という。）を置く。

2 教授会等は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、これを審議し、意見を述べるものとする。

（1） 学生の入学、卒業及び課程の修了

（2） 学位の授与

（3） 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会等の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会等は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会等が置かれる組織の長（以下、この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 51 条 削除

第 52 条 削除

第 53 条 合同教授会に関する規程は、別に定める。

第 54 条 削除

第 55 条 削除

第 55 条の 2 削除

第 55 条の 3 削除

第 56 条 各学部の教授会及び全学共通教育センターの教員会議に関する規程は、別に定める。

2 前項に定める教授会等の下に、各種委員会を設置することができる。

第 17 章 削除

第 57 条 削除

第 58 条 削除

第 59 条 削除

第 60 条 削除

第 17 章の 2 削除

第 60 条の 2 削除

第 60 条の 3 削除

第 60 条の 4 削除

第 60 条の 5 削除

第 18 章 大学会議

第 61 条 本大学に大学会議を置く。

第 62 条 削除

第 63 条 削除

第 64 条 大学会議に関する規程は、別に定める。

第 19 章 自己点検・評価、認証評価、情報公開等

第 65 条 本大学は、教育研究水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、本大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価に関する規程は、別に定める。

3 本大学は、第 1 項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第 66 条 本大学は、本大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 67 条 本大学は、本大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。